## 永平寺町において建築確認申請をされる皆様へ

トラブルを防止し、スムーズな着工を実現するために、敷地・建築計画が以下の事項に該当する場合は、あらかじめ下記の各窓口にも相談・協議をお願いします。

事項	窓口	備考
農地	永平寺町農林課	原則として農地転用許可
	(永平寺町松岡春日 1-4)	が必要です。
	0776-61-3947	
上水道	永平寺町上下水道課	
	(永平寺町松岡木ノ下 2-201)	
	0776-61-0277	
下水道	五領川公共下水道事務組合	
(旧松岡町の九頭竜川より北側)	(坂井市丸岡町熊堂3 字9 木賊)	
	0776-67-1602	
下水道	永平寺町上下水道課	
(上記以外)	(永平寺町松岡木ノ下 2-201)	
	0776-61-0277	
埋蔵文化財	永平寺町生涯学習課	
	(永平寺町松岡春日 1-4)	
	0776-61-3400	
高さ 10m以上、又は 1000 ㎡	永平寺町えい住支援課	永平寺町景観条例に基づ
以上の建築物	(永平寺町松岡春日 1-4)	く届出が必要です。
工作物(細かく分類されている	0776-61-3922	
為確認が必要)		
4m以上の屋外広告物	永平寺町えい住支援課	福井県屋外広告物条例に
	(永平寺町松岡春日 1-4)	基づく制限があります。
	0776-61-3922	
町道	永平寺町建設課	
	(永平寺町松岡春日 1-4)	
	0776-61-3948	

※ 上記事項に関する協議等をされていない場合や計画内容に疑義がある場合には、 各担当部署からも問合せをさせていただくことがありますので、あらかじめご了承 ください。